

農畜水産物等の放射性物質検査計画の概要（埼玉県）

- 1 期間 平成27年度 第4四半期（1～3月）
- 2 検査計画概要

分類	品目数	検査頻度	総検体数	検体採取 市町村数 (予定も含む)
出荷前もしくは出荷時に検査を行う食品				
野菜類	14	出荷時期に 合わせて実施	29	20
果実類	—		—	—
きのこ・山菜類	3		29	23
畜産物	—	出荷状況に 合わせて実施	—	—
野生鳥獣肉	2	採捕状況に 合わせて実施	18	県北地域 (4市町村)
乳	—	四半期ごと	3	3クーラーステーション
穀類	1	出荷時期に 合わせて実施	1	1
海産魚種	—	—	—	—
内水面魚種	3	採捕状況に 合わせて実施	5	利根川水系 荒川水系
その他（茶）	—	—	—	—
小計	23	—	85	—
市場に流通している食品				
生鮮品又は加工品	3以上	月1～3回	10	
計	26以上	—	95	

※ 牛肉については、と畜場（県内4ヶ所）で全頭検査を実施する。

(1) (各自治体が実施した調査で) 基準値を超える放射性セシウムが検出された品目

検査対象品目		検査基準数	検査対象市町村	1～3月 検体数	備考
ア きのこ ・ 山菜類等	・原木しいたけ(露地栽培)	その他 3検体	滑川町		第1・3・4四半期 実施
		その他 各1検体	秩父市		
			横瀬町		
			皆野町		
			長瀬町	1	
			小鹿野町		
			飯能市	1	
			東松山市	1	
			日高市	1	
			蓮田市		
			越生町	1	
			小川町	1	
			嵐山町	1	
			鳩山町	1	
	ときがわ町				
	東秩父村	1			
	神川町	1			
	・原木むきたけ(露地栽培)	その他 1検体	鳩山町		第3四半期実施
	・野生きのこ類	その他 各3検体	秩父市		第3四半期 実施
			鳩山町		
ときがわ町					
横瀬町					
皆野町					
小鹿野町					
長瀬町					
・たけのこ(もうそうちく)	その他 各1検体	さいたま市		第1四半期 実施	
		熊谷市			
		秩父市			
		所沢市			
		本庄市			
		春日部市			
		羽生市			
		和光市			
		桶川市			
		久喜市			
		鶴ヶ島市			
		吉川市			
		吉見町			
		鳩山町			
寄居町					
杉戸町					
・たけのこ(まだけ)	秩父市		第1・2四半期 実施		
		鳩山町			
		東秩父村			
		秩父市			
		神川町			
		越生町			
・わらび		秩父市			
		越生町			
		滑川町			
		東秩父村			
イ 野生鳥獣 の肉類	・イノシシ	その他 各1検体	秩父市、飯能市、 本庄市、ときがわ町	9	通年実施
埼玉県 基準値超過 あり(◎)	・シカ	基準値の 1/2超過あり 各3検体	秩父市	5	
		その他 各1検体	飯能市、本庄市、 ときがわ町	4	
ウ 穀類 豆類	・大豆	基準値の1/2超過ないため対象外		-	

10

18

(2) (各自治体が実施した調査で) 基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出された品目

検査対象品目	検査基準数	検査対象市町村	1~3月 検体数	備考	
ア 果実類	・ユズ、クリ	基準値の1/2を超えないため対象外		—	
イ きのこと 山菜類等  埼玉県 基準値の 1/2超過 あり(O)	・原木しいたけ(施設栽培)	基準値の 1/2超過あり 3検体	越谷市	3	第1・3・4四半期 実施
		その他 各1検体	秩父市		
			横瀬町		
			皆野町	1	
			長瀬町	1	
			小鹿野町		
			川越市	1	
			熊谷市		
			深谷市	1	
			所沢市	1	
			飯能市	1	
			本庄市	1	
			入間市	1	
			日高市		
			毛呂山町	1	
			鳩山町	1	
			滑川町		
ときがわ町					
東秩父村	1				
美里町	1				
寄居町	1				
ウ 野生鳥獣 の肉類	・カルガモ、キジの肉	基準値の1/2を超えないため対象外		—	
エ 穀類	・米、そば	基準値の1/2を超えないため対象外		—	
オ はちみつ	・はちみつ	基準値の1/2を超えないため対象外		—	

16

(3) 飼養管理の影響を大きく受けるため、継続的なモニタリング検査が必要な品目

検査対象品目	検査基準数	検査対象市町村	1~3月 検体数	備考
ア 乳	埼玉県は対象外		—	
イ 牛肉				

(4) 水産物（基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出された品目）

検査対象品目	検査基準数	検査対象市町村	1～3月 検体数	備考
ア 海産魚種	埼玉県は対象外		-	
イ 内水面魚種				
	基準値の1/2超過ないため対象外			

(5) 計画策定の際に考慮する品目

検査対象品目	1～3月 検体数	備考	
野菜類	・非結球性葉菜類（ホウレンソウ、ミズナ）	3	通年実施
	・結球性葉菜類（ハクサイ、レタス）	4	
	・花蕾類	0	
	・ネギ属野菜類（ネギ、タマネギ）	4	
	・ウリ科の果菜類（キュウリ）	3	
	・ナス科の果菜類（トマト、ミニトマト）	8	
	・未成熟豆類	0	
	・根菜類（カブ、ヤツガシラ）	2	
	・その他（イチゴ、ウド、フキノトウ）	5	
穀類	・米		第2・3四半期 実施
	・麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）		第2四半期 実施
	・雑穀類（ダイズ）	1	第3・4四半期 実施
果樹類	—		第1～3四半期 実施
茶	—		第1四半期 実施
きのこ類	・菌床しいたけ	3	
畜産物	・原乳	3	四半期ごと実施
	・牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵	0	第2四半期実施
水産物 (内水面魚種)	・フナ、コイ、ウナギ	5	

29

41

(6) 市場において流通している品目（保健医療部食品安全課 調査）

検査対象品目	品目	1～3月 検体数	備考
ア.海産物	東日本産の魚介類		第1・3四半期 実施
イ.農産物等	東日本産の野菜、果実	4	第3四半期実施
ウ.畜産物	牛乳、食肉	6	第1～3四半期 実施
エ.乳児用食品	粉ミルク		第1四半期 実施
オ.加工食品	一般食品		第2・3四半期 実施

10

※ 放射性物質の農産物等への影響調査は、原子力災害対策本部が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」を踏まえた「地方自治体における検査計画」に基づき、実施する。

※ 牛肉については、上記の他、県及びさいたま市が管轄すると畜場に出荷された牛の全頭検査を実施する。